

<報道発表資料>

令和7年4月16日

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

事業所のごみ減量活動の優良事例等を報告する

「市民モニター」の募集

京都市では、市が選任した「市民モニター」が事業所等のごみ減量に関する取組状況を把握し、優良事例等を市に報告する「市民モニター制度」を実施しています。

この度、市民モニターを募集します。

【制度の目的】

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（しまつのこころ条例）に規定する対象事業者（①小売業者、②飲食店業者、③イベント主催者）のごみ減量に関する取組状況を把握し、優良事例や義務規定に係る実施状況などを報告する「市民モニター制度」を平成27年度から実施し、市民・事業者・本市の協働によって、地域のごみ減量を進めることを目指しています。

【募集概要】

- 募集人数 若干名
- 任期 就任の日から2年間
- 応募資格 応募日現在で次の条件を全て満たす方とします。
 - ① 市内に居住されている方
 - ② 年齢が18歳以上の方
 - ③ 本市が実施する研修や全体会議（年2回、平日の午前又は午後の1時間程度）に出席でき、かつ「● 活動内容」に記載の活動ができる方
- 応募期間 令和7年5月1日（木）～同年6月13日（金）（必着）
- 応募方法 応募用紙に必須事項及び課題「事業所等（小売店、飲食店、イベント会場）のごみ減量の取組のうち、優れていると思う取組（サービス、製品、非営利活動等）及びその理由」についての御自身の考えを記入いただき、「● 応募先」に記載している宛先へ、郵送、FAX又は電子メールで御応募ください。

応募に関する案内については、令和7年5月1日（木）から市役所案内所、各区役所・

支所内のエコまちステーション等で配布します。また、以下のホームページでもダウンロードできますので、御利用ください。

【URL】 <https://kyoto-kogomi.net/business/monitor/>

※ 令和7年度の募集案内等は、令和7年5月1日（木）に掲載予定

- 選考 課題文の内容による選考を行い、本年7月上旬頃、応募者全員に選考結果を通知します（応募いただいた書類は返却しません）。

※ 必要に応じて、電話での問合せや面接を行う場合があります。

- 活動内容 普段利用されている事業所等におけるごみ減量の取組状況や優良事例に関する報告及び自己チェック表を提出（年1～2回）するほか、本市が指定する事業所等を訪ねていただき、訪問先のごみ減量の取組状況を確認のうえ、その内容を本市に報告（年1回程度）していただきます。

また、御協力いただける方には、SNSでごみ減量の取組事例を情報発信していただきます。

- 謝礼 訪問等1回当たり交通費程度の謝礼をお支払いします。

- 応募先 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課2R推進担当

電話：075-222-3946 FAX：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

<令和6年度の市民モニターの活動について>

令和6年度は、市民モニターの皆様が日常生活で利用した店舗における優良事例（買い物用レジ袋の取扱いの中止や店頭回収の利用者へのポイント付与など）に関する本市への報告のほか、店舗訪問による小売事業者等のごみ減量活動（ナッツ、ワインの量り売りや野菜の適量販売など）の確認などに取り組みられました。

詳細は以下のページを御確認ください。

【URL】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000336607.html>

<お問合せ先>

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

電話：075-222-3946